

公的研究費等取扱規程

公益財団法人東洋文庫（以下、文庫という）に於ける公的研究費等の取扱いに関して、適正な管理及び運営を行う為に必要な事項を以下定める。

（責任体制）

第1条 文庫に於ける公的研究費等の適正な管理及び運営についての最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、理事長をもってこれに充てる。最高管理責任者は、公的研究費等の適正な執行が行えるようリーダーシップを発揮しなければならない。

2. 文庫に最高管理責任者を補助し、管理・運営について文庫全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置き、専務理事をもって充てる。統括管理責任者は、文庫の補助金等適切な執行に責任をもってあたらなければならない。

（行動規範）

第2条 文庫は、公的研究費等の適正な管理・運営の為に、理事長が別に定める「公的研究費等の適正な管理・運営のための行動規範」を遵守し、公正な研究の遂行に務めなければならない。

（不正防止計画の策定）

第3条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因を把握し、公的研究費等を適正に管理及び運営するため、不正防止計画策定するとともに、必要に応じて不正防止計画を見直してゆくものとする。

（防止計画推進部署）

第4条 最高管理責任者は、不正防止計画を推進するため、不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下「防止計画推進部署」という）を設置するものとする。

2. 防止計画推進部署は、文庫全体の実態を把握・検証した上で、内部監査部署と連携し、不正発生要因に対する改善策を講じるものとする。
3. 上記第1項の「防止計画推進部署」は別に定めるコンプライアンス委員会とする。

（相談窓口の設置）

第5条 文庫に、公的研究費等に係わる事務処理手続きや使用ルールに関し、統一的な運用を図る為の相談窓口を置き、総務部会計課がこれに当るものとする。

2. 相談窓口は、公的研究費等に係る事務処理手続等に関する文庫内外からの問い合わせに対応し、文庫における研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口の設置)

第6条 文庫に、公的研究費等の不正使用に関し、文庫内外からの通報及び相談窓口を置き、総務部総務課がこれに当るものとする。

2. 通報窓口に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

(内部監査の実施)

第7条 文庫に、公的研究費等の内部監査を行う部署を設置し、毎事業年度に内部監査を実施する。

2. 内部監査の詳細については、別途定める「内部監査委員会規程」による。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人東洋文庫の設立登記の日から施行する。